

幕末の一小笠原島民をめぐる領事裁判

——いわゆるホーツン事件について——

田 中 弘 之

は し が き

幕末から明治の末年まで約半世紀にわたって日本が背負ったいわゆる不平等条約の内容を大別すれば、治外法権、協定関税そして片務的最惠国條款の三つに分けることができる。協定関税及び片務的最惠国條款などに較べて日本がおかれていた国際的地位を具体的に示すものは、各開港場等に見られる治外法権であった。なかでも不公正な領事裁判は、ノルマントン号事件⁽¹⁾の例を挙げるまでもなく、国民にも為政者にも等しく民族的屈辱感を与えるものであった。

江戸幕府の崩解によって不平等条約をそっくり受けついで明治新政府が、いちはやく着手した条約改正交渉において最初にとりあげたのもこの治外法権問題であり、なかでもその中核をなす領事裁判権の撤廃であった⁽²⁾ことは、この問題の重大性を物語っているといえよう。

ところで、ここにとりあげるホーツン事件とは、文久三年（一八六三）四月漸く開拓も緒についたばかりの小笠原島で発生した事件で、事件そのものは強盗予備とも云うべき実質的被害のない一見些細なものであったが、米國領事による不公正な裁判の結果、この判決をめぐる幕府と米國公使との間で応酬がくり返され、最終的結着をみるまでには約一年間を費してい

る。その間米国側が行った証拠を無視した一方的判決、恣意的な賠償金の請求、武力行使を示唆する圧迫等、このホーツン事件には不平等条約下における不公正な領事裁判をめぐる典型的事例をみることができる。

一

小笠原諸島は文久元年十二月（一八六二、一）の外国奉行水野筑後守忠徳の回収によって日本の領土であることを正式に諸外国に通告し、英国をはじめとする列国もあえて異議をささまず、幕府が最も憂慮したこの領土問題も一応の決着をみた。以後小笠原諸島の中で最も大きい父島には外国奉行支配役小花作之助を長とする幕府の役人が常駐して島を管理し、八丈島から開拓民も送られた。しかしそこに回収以前から住む島民は英、米、仏その他の国籍を持つ外国人であった。また父島の二見港はこの近海を航行する船舶（主に捕鯨船）の恰好の薪水補給港として以前と変わらず自由に船舶が出入りし、疾病のため下船し定住を望むもの、船内の過酷な使役を逃れて上陸する水夫、また便船を得て島外へ去るものなど、常に外国人が往来していたが、幕府もあえてこれに干渉せず、税関もない自由港であった。したがってこの小笠原島は条約に定める開港場ではないにもかかわらず外国の船舶が自由に出入りし、居留地の住民のそれに近い特権を持つ外国人が居住するという特殊な日本領土であった。

このような特殊な地位にある外国人住民に対する幕府の態度は既得権の尊重以外外国との間になんらのとりきめもなかったが、当然のように我国開港場のそれに準じていた。したがって裁判権については当然幕府の関与するところではなく、この離島で外国人の関与した事件が発生した場合には現地の幕吏はその処理に苦慮しなければならなかった。例えば父島で起ったウイリアム・ギリイ殺害事件もその一例である。これは文久二年一〇月二六日（一八六二、一一、一七）の夜父島奥村に住むウイリアム・ギリイが何者かに襲われて重傷を負い翌日死亡した事件で、兇器は刀剣類とみられ、嫌疑はトマス・スミス、ジョン

・ケンネの二人に罹った。しかし不審なことにこのギリイの死が彼の同居人であるジョージ・ホーツン等によって駐在幕吏に届け出があったのは事件発生後二カ月余りを経てからであった。その犯人は島の外国人に違いなく、容疑者も二名まで挙げていたが、幕吏はあえてこれを追求しなかった模様で、事件の届け出を受けた幕吏の外国人に対する搜索も「……其殺人心当り探索ヲ命スト云ヘトモ因循シテ答ヲ為サス……」⁽³⁾という状態で、結局事情を聴取したのみで事件は迷宮入りとなった。この事件のように被害者も加害者も外国人の場合には、犯人の逮捕、引渡し以外幕吏の介入する余地はほとんどないわけであるが、注目すべきはこの事件の発生を幕吏が江戸の外国公使に通報した形跡もないことである。このことは幕府が複雑な外交事情の下でようやく回収に成功した小笠原島の微妙な対外的環境⁽⁴⁾を考慮して、すなわち、事件がわずらわしい外交問題に発展し、再びこの島の主権問題にまで及ぶことを恐れて、あえて外国公使に通報しなかったものと思われる。したがって幕府としてはこのような複雑な環境にある小笠原島での事件は、たとえ小さな事件でも外国人の關係する事件は、他の開港場のそれ以上に慎重にならざるを得なかった。

二

ここでとりあげるホーツン事件は、小笠原島で行われた日本最初の西洋式捕鯨にまつわるものである。幕府は小笠原島の回収に成功すると、翌年ただちに同島の開拓に着手し、その開拓計画の一環として当時米国の捕鯨船によって盛んに行われていた西洋式捕鯨を採用した。この捕鯨事業⁽⁵⁾は越後の廻船問屋平野廉蔵の購入した洋式帆船一番丸を幕府の勅定所が雇って運営するという特殊な形式で行われたもので、船長は中浜万次郎である。乗組員には八丈島から移住した日本人の他に捕鯨の経験のある父島在住の外国人六名が雇われた。この他に幕府の目付林和一郎、外国奉行支配同心松浪権之丞の二人も同乗した。こうして捕鯨船一番丸は文久三年三月一七日父島二見港を基地として出漁し、約一カ月余り後の四月二十一日の夕方兄島に仮泊し

た。この時外国人乗組員六名は一旦父島の自宅へ帰ることを許されたが、その中の一人ウイレルム・スミスという米国人は給金を前渡しされているにもかかわらず勤務状態が悪く、不審な点も多いため、船長中浜万次郎から、自分の荷物といえども持出すことを禁じられた。これを恨んだスミスは父島へ帰ると、同居人の米国人ジョージ・ホーツン (Horton, George) に明朝自分の荷物を取り返しに行くからと加勢を頼んだ。ホーツンは奪った荷物を折半することを条件にこれを承諾した。こうして翌四月二十二日スミスはホーツンと共に本船へ乗り込んだが、この時ホーツンは携えてきた短銃をボートに置き忘れて乗船した。これを目撃した乗組員の一人ジョン・ウイレルムはその短銃を拾い、ただちに船長万次郎に通報した。驚いた万次郎はスミスとホーツンの二人を捕え父島扇浦の役所に拘禁した。以上が事件のあらましであるが、調査の結果主犯のスミスは一番丸の備品も盗んでいることが判明した。

ここでこの犯人二人の経歴をみてみると、まず主犯のスミスは、もとロシアの蒸気運送船サントヨースス号の水夫で、この船がペテルスブルクから長崎へ向う途中文久二年一〇月に父島二見港に寄港した際、船から脱走したため船長ジョン・ステンロースから島庁宛に搜索願が出され、一旦は捕えられたが再び脱走して山中に潜んでいて、この船の出帆後現れて大村に住みついたものである。⁽⁶⁾

共犯のジョージ・ホーツンは、一七八三年イギリス生れのアメリカ人で、事件当時八十才の老人であった。彼はペリー艦隊の軍艦プリマス (Plymouth) の水夫であったが、プリマス号が一八五三年 (嘉永六) 父島に来航した際、彼は病気を理由に除隊し、土地を買い与えられて父島に住みついたものである。文久元年に水野忠徳の一行が来島し、住民の余分の土地を買上げた際、ホーツンとの間に少しトラブルがあり、幕吏からも、また周囲の島民からも好意を持たれていなかった模様である。⁽⁷⁾ なおこの二人の経歴は当時の来島者の典型的な例である。

次に事件発生直後、一番丸の船長中浜万次郎及び父島駐在の幕吏のとった処置をみてみよう。幕吏は犯人二名を扇浦の役所に拘禁すると翌日周囲の外国人六名から事情を聴取し、証拠として口述書を作った。以下幕府側の訳文である。

一、ベンシヤム・ウイルレムス

但此者は魯西亜船より不快に付小笠原島へ相残り、ホーツンの隣に借家致し居、翌朝スミス并ホーツン等申合出船の節其場に居合候而承り候趣之口書。

スミスがホーツンに向いていふ、我荷物を取戻方に助力せば品物の半を汝に分ち与ふべし、且何を持ち行て我を助るやといひしに、短筒を持参致し荷物取戻候節妨るものあらは我夫を打取るべし、とホーツンいひし由。

一、ジョン・チャルレス

但此者はホーツンと同居人に付、其節の様子相糺し候節之口書。

ホーツン義、スミス之荷物を取に出船の節、雷管を貰ひ度趣申聞候得共、所持無之段相答候処、猶家内相尋候由。

一、セームス・スミス

但此者は亥二月中入港有之候サントーイス鯨猟船より小笠原島へ上陸相願候ものにて、中浜万次郎へ被雇、平野船へ乗組候ものにて、相糺候節申聞候口書。

ウイルレム・スミスより相頼(被脱カ)、船へ同行して荷物を取返し呉候様申聞得共、其義は不宜候間、本船入港居り合候上、我より中浜へ乞候而荷物取戻方可頼候、今日は船へゆくなかれと申せし由。

一、フキレップ・ホーベン

但此者は前同断の船より中浜万次郎雇上しものにして船中重々相働候ものに付、相糺候節の口書。

ウイルレム・スミス船中乗組中の所業をよく承知罷在候得は、実に不埒の次第故、荷物取戻として本船へ今日行く事は不
宜と端船中にて申せしかば、ホーツン立帰り度趣申出候所、ウイルレム・スミス申様、若し荷物取戻候節敵対するものあ
らば我夫を打倒すべしといひし由。

一、ジョン・ウイルレム

但此者は奥村住居のセイボレと申もの方に同居罷在候ものにて、中浜万次郎に雇はれ同船致候ものに付、相糺候節の口書。

翌朝平野船へ相越候節、大村のホーツン乗組候故、船を取扱候手も不足無之に付、罷越に不及旨申談候得共、推て乗込候。
且又スミスが荷物を取戻の為に相越候間、万次郎に荷担するなかれと申聞候に付、何れにも荷担は不致候旨相答候、其内
本船へ着船相成、何れも乗移り候得共、独り端船へ引残り船の始末可致積候処、ホーツン乗移り候節、玉込致し有之候短
筒を取落候に付、右筒を直様発砲不相成様水にひたし中浜へ相渡し、其旨訴へ置候処、時刻十五分位過てホーツン来りて
我落せし短筒を如何なしたるやといひし故、汝右様の品を此船へ持参せしは甚不埒なりと申談候趣。

一、ベンジャメン・モーキン

但此者は大村居住のジョージ・ブラボと申者方に同居罷在候カナカ人にて、中浜万次郎に被雇同船いたし候ものに付、相糺候節の

口書。

スミス端船にて本船へ相越候船中にて、我荷物取戻しに相越候得共、若し我に敵対するものあらば打殺可申旨相咄し居候を承り候趣。

右の外相糺候ものも有之候へ共、其場所に関係不致候に付、相心得不申候趣申立候⁽⁸⁾。

主犯のウイルレム・スミスは一番丸から船の備品を盗んでいたことも判り、前記の六名のうち四名が署名する書類も作られた。

於小笠原島 千八百六十三年六月十日

左の連名する者共より差出候証書は、日本人に捕はれしウイルレム・スミス平野一番号へ乗組、洋中に於て諸品を盗取候義相違無之候。該目を左に記し私共連印証明す。

品目

- | | |
|-----------|----|
| 一、端船附属の小刀 | 二丁 |
| 一、懐中小刀 | 二丁 |
| 一、上等茶碗 | 十個 |
| 一、麻糸 | 一卷 |

ゼームス・スミス
フリップ・ビー・エッチ・ボーベン
ジョン・ウイルレム
ベンジャミン・モーキン

- 一、帆木綿切れ 長サ十四フート
- 二ツ
- 一、小綱一筋に付十尋宛
- 三筋⁽⁹⁾

この二名の犯人について在島の外国人の態度をみると特にホーツンに厳しいことがわかる。

………在住の外国人等ヲ一同ニ徴出シ、スミス、ホーツンノ兩人ガ悪事ノ顛末ヲ説キ聞セシカバ、在島ノ外国人等モ、ホーツンガ平日ニ姦智アリテ人ヲナヤマセ総テ行状正シカラズ、人ヲ煽動シテ良民ニ害ヲ為ス事尠カラズ、且動モスレバ殺伐ノ氣アルヲ憎ミ居タリシ折柄、在斯悪行ノ發覺ヲ幸ニ旧新数件ノ確証ヲ挙ゲ姦惡ノ行跡ヲ訴フ。然レドモ其訴ヘル事件ハ既往ノ事多ケレハ姑ク其罪ヲ問フ事ヲ闍キ………然ル姦惡ノ者ヲ島中ニ居住ヲナサシムルハ後害ノ基、因テ横浜へ連行ント欲ス。各異存アリヤト問フ、一同些異存無キ旨ヲ答ヘシカバ後日ノ証ニ左ノ書ヲ進出セシム⁽¹⁰⁾

この孤島の小社会では無法者の存在は恐しい事であり、幕府の役人が駐在するとはいえ、ウイリアム・ギリイ殺人事件が示すように警察力は全く無力であり、ホーツン等に対する憎しみは特に強かつたものと思われる。

こうして犯人を横浜へ連行するにあたって、住民の同意を確認する書類が作られた。

於小笠原島 千八百六十三年第六月十日

一 番号船長中浜万次郎在留の者へ申聞候にはジョージ・ホーツン並にウキルレム・スミスの兩人を今般連行候とも異存無之旨尋有之候処、私共一同奉畏候。殊に右兩人の者は日本一番号へ対し海賊の所行相働候義相違無之、依之私共連印左の如し。

ネサネル セーボレ⁽¹¹⁾

(以下十三名の署名略す)

以上のように現地の外国人の協力を得て事件を証明する八通の口述書が作られ、五月一日スミス、ホーツンの二名を乗せた一番丸は父島を出帆した。船は十日後の五月十一日横浜へ到着し、犯人二名は中浜万次郎、松浪権之丞、林和一郎によって証拠書類とともにアメリカ領事館に引渡された。この日は丁度幕府が生麦事件の償金を英国に支払って危く外交上の危機を脱した翌々日であった。

ところでこの生麦事件の償金問題が紛糾した結果、最悪の事態を憂慮した幕府は、この五月一三日小笠原島の日本人の総引揚を強行し、開拓は一頓座するが、一方このホーツン事件は次第に複雑な外交問題に発展して行くことになる。

四

二名の犯人が横浜の米領事館に引渡されてから約二ヶ月後、米国公使プリュイン⁽¹³⁾ (Prugn, Robert H.)は次のような書翰を幕府に送り、ホーツンの無罪を通告してきた。なお主犯のウイルレム・スミスは禁錮四ヵ月及び国外追放の刑が決定していた。

千八百六十三年第八月二十日

横浜に於て

日本にある合衆国使臣館より御老中に呈す

(小笠原島)

余下件を台下に告ぐ。囚人となりて日本船にて無人島より此港まで送り届けられたる人の中に米国人「ジョージ・ホーツン」と云ふ者あり、此者は無罪なること明白となりたるに由り之を赦したり。「ホーツン」は無人島に於て高価なる所持の品物あるによりて右之島へ帰ることを願ふ、依之余今謹んで何時無人島へ送り帰さんと思はるるや、急速之を余に告げ給はるべし。恐惶敬白。

松平豊前守

水野和泉守

板倉周防守

井上河内守

有馬遠江守

各台下⁽¹⁴⁾

この意外な通告に接した幕府は、ただちに五老中連署の書翰で、ホーツンの罪状は領事に提出した同島在留外国人の口述書で明らかであること、ホーツンの送還は彼が父島の住民との折合も悪いため不可能であるとしてこれを拒絶した。

その後米国公使は九月二六日（八月一四日）付の書翰を幕府に送り、ホーツンを無罪とする理由を挙げ、その主張を貫くためには非常手段をも辞さないことを通告してきた。すなわち、無罪の理由の一として「貴国士官（犯人を領事に引渡した万次郎等幕府役人）の裁許を得て無罪となし許されたり」理由の二として「彼（ホーツン）は甚だ老て柔弱なり、此貧にして老弱なる男を若し彼島に帰し遣る時は悪事を生すべしと台下は全く間違を報告せり」理由の三として「余は彼島の住人等の彼を悪敷人と云へる慥かなる証を見る事を欲す、ホーツンは彼島に所持の物件あり、且又彼の説に従へば彼地に数多の子供を持てり」

これら米公使の掲げる三つの理由はいずれも後に幕府側から証拠を無視した一方的判断として反駁されるが、この書翰の末尾で米公使は「……………若し台下彼を帰し送らず、又其物件の料をも与へざる時は、彼其料を請取らず帰島を願ふときは、余彼

を其地に送るべし、然れども右の如く余より彼を帰送する時に及んで、其雜費は大君殿下の政府より之を請ひ受くべし。若し我軍艦彼島に到て彼を保護する処置を為すべきことを要する時は、台下に於て其事を引受くべきなり」と幕府側の主張を一方的に無視しながら、その主張を貫くためには軍艦の派遣もあり得ること、しかもその責任は幕府側にあると威嚇している。わずか三カ月前、幕府が生麦事件の償金支払をめぐって英国東洋艦隊の前に屈したとはいえあまりにも露骨な言動といえよう。このプリユイン米公使の一方的通告に対し幕府は次の答書を送って反駁するとともにその要求を拒絶した。

貴国客歳九月二十六日附第六号の書翰落手拝見、先般小笠原島より連越し其方へ引渡せし貴国人ジョルジホーツンの義に付被申越了解せり、然るに書中同人義は我国士官の裁許を以て無罪となし許さるる趣陳述せらるれども、右は跡形も無之事にて、畢竟在島中ウイルレムスミスに与みし殺人の器を袖にし、我士官を脅さんと企てしに相違無之、最初我士官より其領事へ相渡せし同島住民口供に記載せる通りの訳なれば、我国律に於て免かるべからざるものなれども、貴国貫籍に属するもの故、条約面に従ひ其方へ引渡せし事に付、既に被申越驚愕する所なり。且同島に数多の子供を残し置たる趣なれども、我士官をして実地に就き該民員を検査せしめしに、同人義単身にて兎孫等絶て無之ものの由聞及べり、然るに前条子供を残し置しとの儀は是亦我等の疑惑する所なり。将同人所持の物件の償金此方にて附与すべき様望まるる趣なれども、素より有罪のものを召捕るは正当の措置にて、其際に生せし損失を政府にて償ふべき謂れは有之間敷思ひたれば右の償金の義は断り及ぬ。且島民のホーツンを悪徒と目する慥かなる証を一覧致度との義は前段述る所其領事へ引渡せし島民口供に顕然たれば今爰に多贅せず。右答書如斯候 拜具謹言。

文久三年亥八月

松平豊前守

水野和泉守

板倉周防守

井上河内守

有馬遠江守⁽¹⁶⁾

その後約三カ月を経てプリユイン公使は二月二一日（十一月二一日）付の最後通牒ともいふべき書翰を幕府に送った。この書翰は英語で四千語以上に及ぶ長文で、当時日米間で係争中の三つの事件を列挙して一気にその解決を迫ったもので、そのうち最後の一件がこのホーツン事件である。そこで当時の日米間の外交情勢を知るためにこの書翰全体の概略をみてみよう。

まず第一件は文久三年四月七日（一八六三、五、二四）早朝、麻布善福寺にある米国仮公使館が火災で焼失した事件で、プリユイン公使はその原因を幕府側が巧妙に仕組んだ放火であるとするもので、その理由として、出火当時將軍家茂が上洛中で、その数カ月以前、上洛が決定した頃から、將軍上洛中は米公使等は江戸を退去してくれるよう幕府側から度々申し入れがあり、これは、將軍上洛中、江戸に外国人が一人もないことを京都側に宣伝する必要があったためとみられること。たまたまプリユイン公使が神奈川に二週間ほど出張することを外国奉行竹本隼人正政明に伝えた翌日出火していること。その後五月三一日に外国奉行松平石見守康直が訪ねて来て、外国公使館を襲うため浪士五百人が頓集していると虚偽を告げ、公使の江戸居住は危険であるとして、いまだに公使館を再建しようとしていない、など多くの不審を挙げて幕府を非難し、その賠償金として一万ドルを要求したものである。

第二件は文久三年五月初め生麦事件の償金支払いをめぐる英国と幕府との関係が一触即発の危機に瀕した際、横浜で外国人から未払いの賃金や売掛金を取りたてようとした日本人使用人や商人が、数人のアメリカ人を襲い、現金を強奪したり暴行を加えたこと、及び幕府役人がそれを制止しなかったとして、これも賠償金二万ドルを要求している。

第三件はホーツン事件に関するもので、

……彼の地面及其所持の物品は皆彼地にあり、当所に於て衣食する費用は合衆国政府より払へり。余は此者を追ひ出すことを全く無理なりと思へども、若し此島を保つため此者を追ひ出すことの要用にして且此島を保つことを合衆国政府にて承引せば、台下は此者より取上げたる家屋を償ふは固より当然の理あり。台下若し直に彼者を送り還さざれば其償金として二千ドルを余に払ふべし……

とあるこの長文の書翰も例によって次のような脅迫的言辭で結ばれていた。

……右總高合て三万二千ドルは今日より三十日以内に払ふべし、然らざれば余、事の模様次第にて勝手に此高を増すべし。余が身体、使臣館及び我国人を保護するため、其外都て緊要の時にハ余が指揮を以て合衆国の海軍を用ふへしと余に命じられたり……大君殿下の政府ハ此請求の相当なるを注意し、且若し之を拒むときは不得止指起るべき事件を避け給はん事を望む。

日本在留合衆国ミニストルレシデント

ロベルト・エッチ・プライン手記⁽¹⁷⁾

幕府はこのプリユイン公使の強硬な通告に驚きその対策に苦慮したが当時の難問山積する外交情勢では「今彼ノ請求理り無キヲ責メハ、必憤悻シテ鎖港ノ談判ニ障碍シ、長州償金及善福寺焼亡ノ事ニ嘆喟ノ説ヲ立ルニ至ラバ、後日ノ災害ヲ醸スハ顯然也⁽¹⁸⁾」として翌一二月（日付不詳）外国奉行は返翰草案を老中に提出した。その中には大統領の命令と称して傲慢に振舞うプリユイン公使に対する強い憤満がみられる。すなわち、

「……種々無根之事共附会致し、矯誣之飭説を構へ、償金之儀本國政府より申越候杯申出候事ニ有之……政府の命令とは乍申、己より建議不仕候而左迄巨細之儀可申越所謂は無之、左候へは和親取扱之為御国へ相越ながら御国え悪し様に申遣し却而衅端之媒嚮致し候筋合ニ而愈以可惡之至、且は職掌に対し不可然儀と被存候間、嚴敷説破仕度……同人事、神奈川表商人取締方も何廉不筋之儀も相聞候間、此度御使節彼国へ被差遣候序を以、右等之廉々彼国政府へ申談置候は、事情

齟齬仕候儀相心得爾後同人之不所致^レ生し可申不都合無之様可相成哉ニ奉存候……………」

とプリュイン公使の言動に強い不信を表している。仮公使館善福寺焼失事件については、

「……………無御扱御場合故、当夏中強而横浜表へ為引取、其後出府之儀毎度申出候も、彼是申拒ニ至候事は、仮令善福寺焼失不致候とも事実此方ニも五分の弱ミ有之、書中申立之趣強而論駁仕兼候場合も不少……………」

と焼失前後に疑惑を招きやすい言動が幕府側にあつたこと、故意に外国公使の江戸帰還を拒んでいたことを認めている。

いずれにしても三万二千ドルの賠償金と軍艦による威嚇とは幕閣をして当然生麦事件の苦い経験を想起させるものであり、長州藩の外国船砲撃事件も賠償を迫られている折から、今回の処置には慎重にならざるを得なかつた。すなわち、

「……………扱又償金被遣方ニ付而は先般英国より申立も有之、最初申立候折柄、御差拒相成彼是打過候内、軍艦等差越手詰之談判ニ至り、竟ニ莫大之償金御差遣し相成候忤御国体ニ対し如何ニも御不都合申迄も無之、当節不折合之人心ニも愈差響候姿ニ而、^(二脱カ)亞国於ても右様子は見聞罷在候事故……………結末に至り如何様之懸合可及も難計候間、其節御不都合不相成様先頃

中申立候長州発砲之儀ニ付申望候商船之償金早々相渡し、其外彼我之際理非曲直分明ニ御裁断相成候様仕度……………」⁽¹⁹⁾

老中はこの外国奉行の返翰案を検討した結果、一月二〇日付老中連署の書翰でプリュイン公使に反論抗議した。まず公使館焼失の件について、

「……………一体和親之条約を結び互に信義を可表は勿論なるに匪徒を嗾誘し火を放たしめとの疑は余りに我政府を卑視せられし事にはあるまじく哉……………就ては被申立候通り償金差出候節は其許疑惑の臆説を實にするの筋合にして、此方政府之恥辱此上もなき次第なれば、如何様被申聞候共決て其意に屈しかたし……………」

と断固拒絶し、第二件横浜の騒擾事件に対しては、

「……………我国民而已不法之振舞ありしにも有之間敷哉、さすれハ此方之ものの強而負債を督迫せしハ其方之民の無体ニ拒絶せし為にハあらざるや、兎ニ角委細取調候上□細報可及候……………」

と一方的非難に抗議し、第三件のホーツン事件については、

「……………未だ事実徹底致されハ其筋之ものより委曲可為及陳述候……………」

と自信をもって後日の談判を期した。これまで米国公使は度々大統領の命令であるとして武力行使を示唆しているため、幕府はこの書翰の中で「……………勿論其政府より之嚴命にて其許かぎり処置被致兼候廉もあらバ、今般其本国へ可差遣使節ノ委細引合可為及存候……………」⁽²⁰⁾と折から一二月二九日に横浜鎖港談判使節としてヨーロッパへ向う池田筑後守長発、河津伊豆守祐邦の一行を帰路米國へ派遣してこれらの問題を直接ワシントンで交渉することもあり得るとしてプリュイン公使の驕慢振りをついた。

この公使の虚喝をみぬいた幕府の反論はかなり有効であったことがうかがわれる。すなわち二日後の一月二〇日(一二、一二)付のプリュイン公使から老中宛の書翰では「……………余此請求に就ては金高の定を止て、次件を台下に告るより外処置なし、即此後再び請求を為すときは台下の合衆國へ仕向たる失費及び景況に従て此定りたる金高を増すべし……………」とさきに三十日の期限付で要求した賠償金を一時棚上げしている。また使節の派遣については「……………此事を簡約に華盛頓府に於て談判するとの事ハ使臣の条例に戻り、仮令強て之を拒まざるとも此の如くすれば大に時日を費し不都合なり……………」⁽²¹⁾等々言辞をつくして使節の米國派遣の中止すべきを説いているのは公使の狼狽ぶりを示すものといえよう。これはプリュイン公使自身がその虚喝にみちた言動に自信を失ったことを意味しているが、当時米國は南北戦争一八六一〜六五の最中であり、勿論威嚇のための艦隊を極東に派遣することも不可能で、こうした米國內の混乱が日本人のアメリカ輕侮につながること恐れたものと考えられる。

ところで、さきの一二月一〇日付老中連署の書翰で後日を期したホーツン事件は、一二月二九日横浜の米國領事館において談判が行われた。幕府側からは事件発生当時島長として現地にあつた小花作之助、捕鯨船一番丸の船長中浜万次郎及び目付原又吉の三名が出席し主に中浜万次郎一人が発言した模様である。米國側からはプリュイン公使、フィッシャー(Fisher, George S.)領事が参加した。なお被告のホーツンは途中からその席に呼び出されている。

幕府側はまず、船長万次郎の許可を得てホーツンを無罪としたとする米公使の主張について、

「素より無人島より連来り、引渡候程の儀に付、此方において免せし儀は更に無之、如何様の次第にて右様申立られし哉」と糺した。これに対しフィッシャー領事は、

「先達は松浪、林と共に万次郎相越候節、ホーツン儀は極老の儀にも有之、彼島并航海中船中に於ても糺明有之候儀に付、差免し候ては如何の旨万次郎へ咄し候処、右兩人の士官并万次郎とも差免候て可然趣申聞候故、直に赦免申渡候得共、右は万次郎に於て覚居不申候哉」

とすでに万次郎等の同意を得ているかのようには答えている。これに対し幕府側は、

「此方に於て素より免し候訳には無之、引渡せし上は如何様とも可致旨其節相答候儀に有之、其折コンシユルにも便船次第亜国サンフランシスコへ差遣し、病院に入置可申旨申聞られしには無之哉」

と反論した。これに対し領事は、

「其節サンフランシスコへ可遣積候処、当人所持の地面并品物とも無人島に有之趣、就ては同島へ帰住致し度旨ホーツン願出し故、強てサンフランシスコへ遣し候訳には相成兼候儀に有之候」

と述べてホーツンを本国へ送還しなかつた理由を説明したが、この中で領事はホーツンが小笠原島に土地その他の財産さらには子供まで残してきていることについて、幕府側はこれらの財産については彼を横浜へ連行する際土地は現地人に売却処分し、家財道具はまとめて船に積込んできており、現地にホーツンの財産と称すべきものは全くなく、また彼は独身で子供もないことを述べて領事の主張を反駁した。これに対し領事は、

「ホーツン地処並諸品とも凡価二千ドル程の趣ホーツン申立候儀に有之、且子供の儀は実子には無之、只ホーツンに依頼する子供有之候趣に候」

と補足した。またこれまで領事は再三ホーツンが哀むべき老人であることを強調していることに対し幕府側は、

「一人人を打殺さんとして玉込等いたし候筒を携へ来り候ても老人なれば其罪軽き事に候哉、左様の訳は無之儀と存候」

とたしなめている。ここで八カ月以前ホーツンの身柄引渡しの際、領事に手渡した現地住民の口述書など証拠書類の読み合わせが万次郎と領事の間で行われ、万次郎等幕府側の処置に手落のないことが確認された。そこで幕府側は、

「万次郎に於ては少しも不行届の儀無之訳に相成、此上はミニストルと御老中との断決に可任事にて最早引合は不致候ても可然儀に候間其旨政府へ被申立候様致し度候」

とこの会談の打切を促した。しかし領事はこれに答えず、抑留中のホーツンの衣食の出費が一ヶ月二二ドルもかかっていること、かつて幕府の回収団が住民の土地を買上げた際、ホーツンが一五〇ドルで島民から買った土地を「日本政府の権勢を以て」五〇ドルで買上げられてしまったことなど当面の問題に関係のないことを述べた。このときホーツンが呼び出されてきた。そこで幕府側が土地買入れ当時の模様について双方合意の上で買い上げが行われたことを説明すると、ホーツンは突如、

「百トルラル与へられ無人島へ送りかへされ候は^(も脱カ)聊異存無之候」

と意外な発言をしたが、これに対し領事はただちに

「左様の儀申間敷」

とこの発言をさえぎった。このホーツンの発言はそれまでの領事の主張と明らかに矛盾するものといえよう。幕府側はさらに、

「罪ありて召捕へ当地へ連来り引渡せしものへ何の故にトルラル遣し可申儀可有之哉、左様の儀は難相成に候。当方にてはホーツン並シメスとも何れも同様の罪科とおもはれ候得ども、シメスは四ヶ月の人牢申付候趣ホーツンは其罰も無之免せしは素より不当の筋と存候」

とホーツン無罪の不合理を追求した。これに対し領事は次のように答えた。

「右兩人得と吟味詰相糺候処、ホーツン悪事可成様の儀相見不申、其外平生の様子極老と云旁右様の悪事目論見候者とは不
被存候。シメスは其罪は^{ママ}きと致候故四ヶ月入牢の上再び日本へ渡来難相成旨申渡候」

ここで再び幕府側は、

「只今万次郎の取計に於ては聊も不直手落の儀無之、正当の当扱と被申聞候に相違無之哉」と念を押したのに対し領事は

「尤左様の儀に有之候」

と幕府側の手続きに不備のないことを認めた。幕府側は早速これをふまえてホーツンとシメスの判決の相違について、

「右は証人等も連越、在島人の口書等にて聊も不分明の儀も無之処、其処置相違せしは不筋の儀と存候」と追求したのに対し領事は、

「右証書は在島のものホーツンを追出さんが為、ケ様の事申出候儀と存候」

と証拠書類そのものの成立に疑惑があるとした。これに対し幕府側はただちに反駁して、

「右は在島のもの相巧^{マヤ}み候て申出候儀には無之、ホーツン並シメス兇悪の次第相顕れ召捕候て日本地へ連越し、コンシユルの裁断に可任候間、存寄有之候者は申出候様島民一同へ申談し候処、右之悪事にては其場にて打殺候ても可然儀島民申聞候得共、外国の貫籍にに属するものにて召捕にも相成候上は殺し候儀には不及旨申論候処、銘々承りおよび候次第在島のもの申出候俣を認させ候儀に有之。右を信用不致候得は何を以証拠となし、正当の取計を為したりといひし万次郎並士官の者等疑ひ、唯ホーツンの申俣を信用被致候儀と相聞え候」

と追求した。これに対し領事は、

「万次郎の取計は素より正当にて候得共、在島の者の証書並口書共信用なしがたく候」と苦しい弁明をくり返すので幕府側は、領事の主張によれば、

「万次郎はおのずから不取計の筋に成行候訳に候」

とその矛盾をついた。万次郎等幕府側の処置の正しさを認めながらホーツンの無罪を主張することは明らかな矛盾であり、こ

のような懂着におちいった領事は遂に、

「万次郎不取扱の筋は決て無之、是迄の談判にてコンシユル、万次郎の間の引合は事足り候儀に候。此上は亜国ミニストルと老中方の談判にて相決し候事⁽²²⁾に候」

と発言したため、幕府側もこれを認め、談判を終った。こうして事件はあらためて政治的解決の場に持ち込まれることになった。

その後元治元年（一八六四）一月外国奉行竹本隼人正政明及び竹本甲斐守正雅が横浜の領事館へ出張し、再度この事件に関する談判が行われた。その時の模様は「今彼鬻鑠ナリト雖年令已ニ八十有余、仮令小罪アリト云フトモ罪ヲ宥メテ旧ニ復スヲ仁慈ノ国政誰カ非ナリトセンヤ等、恣ナル応対ニテ所詮理非明白ノ商議ニ至ルヘキニ非ズ」という状態で一向に進展がみられないため「彼ニ帰島の権ヲ恣ニサセシメンヨリ、ホーツンカ極老ヨ恤ミ、相当ノ金額ヲ授与アラハ償金ノ名ヲ消滅シ聊御国威アルニ似タリト評決⁽²³⁾」するに至り、元治元年十二月（日付不詳）外国奉行は連署してホーツン事件の最終的結着を次のように老中に稟した。

……右失費此方於て相払候筋は無之、一端之罪状分明之上は彼方於て仕払相当之儀ニ有之候得共、ホーツン儀格別之老人ニも有之、体裁等^(に脱カ)於ては事実憫然ニ相見候間、出格之厚意を以て船中旅費等之為洋銀千トルラル引替差遣可申候……ホーツン儀八十有余之老年にて殊ニ病氣之趣をも申唱居候儀ニ付、何時病死之程も難計、唯々互ひニ申争ひ此俛時日を相移居候へは如何様之御不都合出来可申哉も心配仕候間、前文之趣可然思召候ハ、早々御下知御座候様仕度、依之此段奉伺候。以上。

子二月

竹本隼人正

竹本甲斐守

小笠原摂津守

田村肥後守⁽²⁴⁾

この申稟は閣老の裁可を経て当初の請求金額の半額である一千ドルが元治元年五月三日（一八六四、六、六）米国公使に支払われ、こうして事件は約一年ぶりに結着をみた。

五

このホーツン事件はプリュイン公使も認めているように、幕府側の事件に対する処置がほとんど完璧で、ホーツンの有罪は動かし難いとみられていたにもかかわらず結果は幕府が一千ドルの賠償金を支払っている。こうした結末に至った背景としては、すでに英米両国の暗黙の了解を得ていた小笠原島の領有権問題がこの事件をきっかけに再びむし返されることを幕府が恐れたことが考えられる。このような不利な情勢にもかかわらず幕府がホーツンの小笠原島への送還をあくまでも拒んだ理由としては、事件発生直後ホーツン及びスミスの犯行が周囲の外国人島民によって立証され、さらにほとんどすべての外国人島民によって犯人の島外移送（追放）が支持されていたことである。これは外国人島民がホーツン及びスミスの有罪を認めたことであり、幕府としてはこうした島民の意向に反してホーツンを無罪として島へ戻すことは島民に日本政府（幕府）の無能を印象付け、今後島民の日本政府に対する軽侮を招くことを恐れたものとみられる。

この事件におけるホーツンは主犯のウィルム・スミスにそそのかされた共犯者であるが、フキレップ・ホーベンの証言によると、事件当日の朝、本船へ向う途中周囲の者にたしなめられた結果「ホーツン立帰り度趣申出候」と彼の決行の意思が全

く弱まっていたことがわかる。しかも事件は未然に発覚して、実質的な被害は皆無という誠に些細な事件である。これは同じく小笠原島における外国人同士の事件として不問に付されたウィリアム・ギリイ殺害事件に比べてもあきらかである。

このような些細な事件といえども不平等条約下における不公正な領事裁判は、事態を一層混乱させる結果になったが、事態をさらに悪化させたものとしては、折から係争中の米國仮公使館焼失事件及び横浜の騷擾事件を利用して不当な圧迫を行った米國公使の驕慢な行動と彼の強い対日不信も無視できないものである。

ところでプリュイン公使はホーツンに非常に同情的であった。これは彼が八十余才の老人であったこと、また彼がペリー艦隊のプリマス号の乗組員として永年米國のために働いたことを考慮したものである。そのため「百トルラル与えられ、無人島へ送り返され候はゞ聊異存無之⁽²⁵⁾」とするホーツンの意思にもかかわらず、プリュイン公使は償金獲得に固執したものである。なおこの一千ドルはその後の生活扶助費としてホーツンに与えられた模様である。このことはプリュイン公使からフィッシャー横浜領事宛の次の書翰にうかがえる。

一八六四年六月六日 神奈川に於ける駐日米國公使館にて

謹敬 米國の年老いた水夫ジョージ・ホートンに対する賠償金として私の要求によって日本政府が支払った一千メキシコドルを受け取らねたい。彼は八四才余りなので普通の人の可能性として上記の金額を注意深く節約することによって米國政府の保護を受けずとも彼の将来の扶養に充分であると思われる。それ故に貴下はその金で少なくとも年に一二%を提供するよう利息を加えて安全に投資し、彼の扶養に必要なとされる都度、上記利息及び相応の元金を支払うようにされたい。私はホートンに彼が死んだ時に残った残額は後に彼の葬式の費用として処理されることを彼が遺言かまたは書類による他の方法で指示することを認めるよう助言するつもりである。 敬白

駐日米國公使

R・H・プリュイン

横浜駐在米國領事

G・S・フィッツシャー殿⁽²⁶⁾

ところでプリュイン公使が一八六三年二月二日付の長文の書翰でホーツン事件とともに賠償金を請求した他の二件のうち、米國仮公使館善福寺焼失事件の償金はその後支払われた形跡がない⁽²⁷⁾。これは幕府がもしこの償金を支払えば「臆説を実にする」ことになるという論法を貫いたものと思われる。また横浜における騒擾事件は明治元年（一八六八）一月請求額の半額である一万ドルが支払われ四年半ぶりに決着⁽²⁸⁾をみた。これらの事件を通してうかがえるプリュイン公使の驕慢な行動は前任者のハリス（Harris, Townsend）公使の時代を知る幕府の外交担当者には意外なものとして受けとられた模様である。そのため前記書翰の返翰草案において外国奉行一同は「和親取扱之為御國へ相越ながら御國え悪し様に申遣し……愈以可惡之至、且は職掌に対し不可然儀と被存候間嚴敷説破仕度⁽²⁹⁾」とプリュイン公使を強く非難している。ハリスが列國にさきがけて着任し、初の駐日公使（総領事）としての誇りと自負をもって慎重に行動し、時にはヒュースケン（Husken, Henry C. J.）殺害事件の際、列國公使の慫慂を断つて一人幕府に対し理解と好意を示したような態度はこの時期のプリュイン公使にはみられない。むしろ結果的には本國の与論をも超越したと思われるような行動もみられた。その一例としては、文久三年五月一日（一八六三、六、二五）米國商船ペンブローク（Pembroke）号が下関で長州藩から砲撃された事件の際、プリュイン公使の指揮の下で獲得した賠償金七五万ドルは後に不当な償金として米國議會で問題になり、明治一六年（一八八三）に日本に返還⁽³⁰⁾されている。

このプリュイン公使がその施策の指針としたものはハリス公使に代って彼が文久二年四月着任する際、シワード（Seward, William）國務長官から受けた訓令である。それは要するに「他の駐日代表から孤立して独自の幕府接近政策をとっていたハリスと違って、他國代表との協調を第一義とし、これにより内乱（南北戦争）から来る國力の失墜を隠蔽しようとする⁽³¹⁾」ことであった。その結果、それまでのハリス的幕府接近策は一擲され、長州藩の外國船砲撃事件の際のように列國と協調すること

に努め、その初期にはむしろ積極的に列国をリードしているほどである。またそれまでハリス公使からなござりにされていた日本に居留する米国人の利益を重視するようになった。しかしその反面幕府に対する不信感を強めるとともに驕慢な言動も目立つようになった。この不公正な領事裁判の一例であるホーツン事件の発生した文久三年当時は生麦事件の償金支払いをめぐる緊張、長州藩の外国船砲撃事件、幕府による横浜鎖港の提案など、日本国内の攘夷運動が一つのピークにさしかかった時期であり、一方米国は南北戦争のため貿易が著しく凋落し、極東水域に軍艦を派遣する余裕もなく、こうした情勢のなかでプリユイン公使は幕府に対する不信を強めつつ米国の威信の保持に懸命であった。和親と自由貿易による繁栄をうたいあげたハリスの時代はすでに全く過去のものとなり、彼の残した不平等条約のみが一段と大きな威力を発揮しつつあった。

註

- (1) ノルマントン号事件 明治一九年(一八八六)イギリス船ノルマントン(Nornanton)号が和歌山県大島沖で難破し、イギリス船員だけは避難し、日本人乗客二三名は全員水死した。神戸のイギリス領事裁判は船長を無罪としたため国内の非難が高まり、再審の結果、船長を禁固三カ月に処した。この事件によって領事裁判権撤廃を求める国民感情が高まった。
- (2) 横田喜三郎「日本における治外法権」〔国家学会五十周年記念〕『国家学論集』(有斐閣、昭和十二)二三八、九頁。
- (3)(6) 『小笠原島紀事』卷十二(国立公文書館所蔵)
- (4) 拙稿「文久度の小笠原島回収をめぐる外交」(『駒沢史学』二〇号)参照。
- (5) 拙稿「文久度の小笠原諸島開拓と捕鯨事業」(『海事史研究』一一号)参照。
- (7) 「南島航海日記」第二(『小笠原島紀事拾遺』卷六)及び『小笠原島紀事』卷十三。(いずれも国立公文書館所蔵)
- (8) 山方石之助『小笠原島志』(東陽堂、明治三九)一六二～四頁。
- (9) 同前、一六四頁。
- (10) 『小笠原島紀事』卷十三。
- (11) 『小笠原島志』一六五頁。
- (12) 小笠原島在住日本人の総引揚げの原因の一つとしてこのホーツン事件を挙げる説(田辺太一『幕末外交談』(明治三一)一九五頁)

もあるが、ホーツンの横浜護送と日本人の総引揚げがほとんど同時であることから、この説は成立しない。この問題についてはいずれ稿を改めて考察したい。

- (13) Prugn, Robert Hewson. 1815—82. 文久二年(一八六二)四月ハリスの後任として駐日弁理公使に任命され来日、慶応元年(一八六五)賜暇帰国後、病気のため辞任。
- (14) 『小笠原島志』一六六頁。
- (15) 同前、一六七、八頁。
- (16) 同前、一六八、九頁。
- (17)(22)(23)(24)(25) 「小笠原島住民ホーツン暴行一件」(『続通信全覽』類輯之部暴行門)
- (18)(19)(20)(21)(29) 『小笠原島紀事』卷十四。
- (26) Papers relating to Foreign Affairs : accompanying the annual message of the President to the second session thirty-eight Congress. Washington, Government Printing Office, 1865. part. III, p. 516.
- (27) 「善福寺米国仮公使館一件」(『続通信全覽』類輯之部、館舎門)及び『続通信全覽』編年之部にはいずれも償金を支払った形跡はみあたらない。
- (28) 「横浜騒擾御国人等米国ロベルトソン等を毆打一件」(『続通信全覽』類輯之部、暴行門)参照。
- (30) 「下関償金米国より返還に関する件」(『日本外交文書』第十六卷)参照。
- (31) 石井孝『訂明治維新の国際的環境』(吉川弘文館、昭和四一)一四〇頁。